

国立研究開発法人国立環境研究所受託業務規程

平13規程第31号

平成13年7月5日 一部改正

平成26年2月7日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成30年2月9日 一部改正

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における、国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書（平成13年4月2日環境大臣認可）第12条及び第18条の規定に基づく、調査又は研究及び環境情報収集等の受託（以下「受託業務」という。）について定める。

第2条 研究所は、受託業務の委託希望者に対し、別紙様式1「受託業務申込書（以下「申込書」という。）」の提出を求める。ただし、受託業務が公募型の研究である場合は、委託希望者の発行する公募要領（委託業務の内容を記載した文書であって応募者を募集するため一般に公表された文書をいい、当該文書の名称を問わない。）を申込書に代えることができる。

第3条 研究所は、前条の申込書の提出を受けたときは、あらかじめ申込案件が次の各号に掲げる基準をいずれも満たしていることを確認し、受託することを決定（受託業務が公募型の研究である場合は応募することを承認）するものとする。

- 一 申込案件が国立研究開発法人国立環境研究所法（平成11年法律第216号）第11条に定める業務のいずれかに該当すること。
- 二 申込案件が研究所の他の業務に支障を及ぼさないこと。

第4条 研究所は、受託業務の実施にあたっては、次の事項について委託者と受託契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、委託者との協議により、次の各号の一部の事項を省略し、又は契約に定める事項を追加して定めることができる。

- 一 受託業務の題目（環境情報収集等については事項及びその件数）
- 二 受託業務の目的及び概要
- 三 受託業務を実施する場所
- 四 受託業務の開始及び完了の時期
- 五 受託業務の受託費の額並びに受取の時期及び方法
- 六 受託業務の受託費が適正に支払われないときの措置

- 七 受託業務の遂行が困難となったときの措置
 - 八 研究所が、受託業務（環境情報収集等を除く）により製造し、取得し、または効用を増加させる物件の完了後の帰属
 - 九 受託業務の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権、意匠権、その他の無体財産権の帰属及びその実施の方法
 - 十 受託業務の結果の取扱いの方法
 - 十一 その他必要な事項
- 2 前項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

第5条 受託業務の額は、別表による「受託業務費算定基準表」により構成される当該業務の実施に要する経費とする。ただし、受託業務の内容からみて必要があると認められるときは、当該基準表の費目名を変更することができる。

第6条 研究所は、契約締結後、すみやかに現金にて受託料の全額を受領するものとする。

- 2 研究所は、委託者が納付し、又は納付すべき受託料については、原則として返還又は免除しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、受託費の全部又は一部を返還または免除することができる。
- 一 研究所の都合により中止した場合
 - 二 委託者から当該委託業務を中止する旨の申出があった場合で、当該申請がやむを得ないと研究所が認めた場合

第7条 研究所は、次の各号の一に該当する場合は、受託業務を中止し、又は受託契約を解除することができる。

- 一 委託者が定められた期日に受託料を納付しない場合
 - 二 天災事変その他不可抗力により、受託業務の遂行が困難となった場合
 - 三 委託者より中止の申出があった場合
- 2 研究所は、第5条又は前項の規程により契約を解除した場合、委託者の受ける損害については責を負わない。

第8条 研究所は、受託業務が終了し、又は中止したときは、遅滞なく、別紙様式2「受託業務終了（中止）報告書」を委託者に提出する。

第9条 研究所は、必要と認めた場合は、委託者が派遣する職員を、委託研究生又は研究の補助者として受け入れることができる。

第10条 研究所は、当該受託業務に関して知得した機密に関する事項を、委託者以外の者

に対して漏らしてはならない。

第11条 研究所が、受託業務の結果を、契約に定める期間内に発表しようとするときは、発表の期日、範囲等について、あらかじめ文書により委託者の承諾を得る。

第12条 研究所と委託者との間に別段の合意がある場合を除き、研究所の職員が、受託業務について発明をしたときは、その発明にかかわる特許を受ける権利又は特許権は、それぞれ職務にかかわるものとして研究所に帰属する。

第13条 研究所は、当該受託業務の実施に対する委託者の貢献の度合いが特に大であると認められるときは、前条により研究所に帰属した特許を受ける権利を委託者と共有することができる。

第14条 研究所は、第12条の規定により研究所に帰属した特許を受ける権利又は特許権につき、委託者に対し、次のとおり優遇措置をとる。

- (1) 研究所が特許出願をしたときは、直ちに委託者にその内容を通知する。
- (2) 研究所は、委託者の希望するところにより、一定期間委託者又はその指定する者に限り、特許権の実施を許諾するか、又は適当な対価をもって、国内特許を他の者に優先して委託者に譲渡することができる。
- (3) 研究所は、特許出願をしない外国に対しては、委託者の希望により、委託者の負担において出願手続をなし、当該国において特許権が確定したときは、その権利を委託者に譲渡することができる。

第15条 前3条の規定は、実用新案及び意匠に準用する。

第16条 研究所は、委託者が国、若しくは地方公共団体である場合又は特別な事情がある場合は、この規程の一部を適用しないことができる。

2 研究所は、本規程に定める事項のほか、受託業務の実施に関し必要があると認める事項は、委託者と研究所の合意により別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則（平成13年7月5日）

この改正は、平成13年7月5日から施行する。

改正附則（平成26年2月7日）

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成30年2月9日）

この改正は、平成30年2月9日から施行する。